



# 山形県公報

令和7年7月22日（火）  
第623号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………（県産米戦略推進課）…789  
○国土調査の成果の認証……………（農村計画課）…同  
○同……………（同）…790  
○同……………（同）…同  
○県営土地改良事業計画の決定……………（置賜総合支庁農村計画課）…同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会7月定例会の招集……………791

## 告 示

### 山形県告示第559号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社丸公  
代表取締役 柴崎 雅紀  
村山市中央二丁目1番37号
- 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |       |            | 変更年月日     |
|---------------------------|-------|------------|-----------|
| 変 更 前                     | 変 更 後 | 備 考        |           |
| 柴崎 雅紀<br>玄米               | 同 左   | 国内産農産物に限る。 | 令和7年6月30日 |
| 太田 喜与志<br>玄米              |       |            |           |
| 大類 明訓<br>玄米               | 同 左   |            |           |

### 山形県告示第560号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和7年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 調査を行った者の名称  
山形市

- 2 調査を行った期間  
令和4年3月16日から令和6年3月5日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字青野、塔の前及び高原町の各一部
- 5 認証年月日  
令和7年6月26日

---

**山形県告示第561号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
令和7年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
山形市
- 2 調査を行った期間  
令和4年4月1日から令和6年3月5日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字十文字の一部
- 5 認証年月日  
令和7年6月26日

---

**山形県告示第562号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
令和7年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
山形市
- 2 調査を行った期間  
令和4年4月1日から令和6年3月5日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字下樫沢の一部
- 5 認証年月日  
令和7年6月26日

---

**山形県告示第563号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営湊郷堰地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営湊郷堰地区土地改良事業計画書（農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業））の写し
- 2 縦覧に供する場所  
南陽市役所、高島町役場及び川西町役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和7年7月22日から同年8月20日まで

## 4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第9号

山形県教育委員会7月定例会を次のとおり招集した。

令和7年7月22日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 須 貝 英 彦

- 1 招集の日時 令和7年7月24日（木） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室

## 3 議 題

- (1) 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について
- (2) 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- (3) 令和8年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集について
- (4) 山形県社会教育委員の解嘱及び委嘱について
- (5) 教職員の人事について

令和7年7月22日印刷  
令和7年7月22日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県